

<資料>

大正期における日用必需品 市場問題と賃労働市場の展開

——『職工問題資料』を手がかりに——

藤田貞一郎

- I はじめに
- II 宇野利右衛門『職工問題資料』の解題
- III 日用必需品市場問題に対する言及
- IV 通勤職工問題に対する言及
- V おわりに

I はじめに

私は、中央卸売市場問題からはじまって公設市場問題へと、日本近代史研究に牛の歩みを記し続けている。その歩みを支えるものは、ただに日用必需品市場の展開過程を明らかにするという興味のみではない。それに加えて、賃労働史の研究も日用必需品市場問題の視角を入れることによって稔りも豊かに実を結ぶであろうという予測である。労働者の数とか、工場の数とか、罷業の数とかを手がかりにするだけでなく、賃労働者生存の物質的基盤の一部である日用必需品市場の展開について考察を加えることによって、賃労働市場の展開過程がもっと精確に把握できると、私は考えている。また、産業革命研究についても、重要な進展がみられるであろうと考えている。

「大正期における日用必需品市場問題と賃労働市場の展開—『職工問題資料』を手がかりに—」と題する本稿は、上述の論点に接近するための具体的な資料を提供するを目的としている。無闇矢鱈に史料を掘り出すのは、考えることをやめてただひたすら出版公害に貢献するだけに終わる場合が多い。この点は百も承知している。事実ま

た、現代の製紙業・印刷業・出版業の発達は、ままた、そうした安易な研究・作業を現実のものとする。

だが、ここにこれから明らかにする資料は、山田盛太郎『日本資本主義分析』以来、忘れられてきた、資本主義発達史における重要な問題点を明らかにするに、極めて有用な資料であると、私は判断する。山田盛太郎の作業は立派な作業である。ただ、私が不満に思うのは、以後、無数の優秀な頭脳と目される人々が、山田の視角から一步も出ないことである。自然成長的分業社会を立前とする資本主義社会の発達史を研究するに当たっては、日用必需品市場問題の視角からの接近を欠いては、いかに精力を投じようと、その研究に片手落ちの感はまぬがれない。何はともあれ、日本資本主義発達史研究も、もうそろそろセイの法則を越えたところから経済史上の事実接近してもいいところである。

Ⅱ 宇野利右衛門『職工問題資料』の解題

まず、資料の性格を明らかにしておきたい。

『職工問題資料』¹は、大正期を中心に、宇野利右衛門が編集兼発行人となり、工業教育会を発行所として、刊行された。工業教育会の事務局は東京と大阪の二カ所にあった。大阪での所在地は、当初は大阪市北区北野角田町341であったが、のちには同じく北区芝田町169に、さらに北区角田町339に移っている。

『資料』の「規定」から、内容の範囲を知ることができる。初期の規定は以下のとおりである。²

「一 職工問題資料は、左の四種を発行し、本会加入の工場に配付す。

A° 職工雇入、保護、訓育、救済、養成、其他に関する調査并に意見、

B° 職工の食事、食物調理に関する調査并に意見、

C° 職工の衛生に関する調査并に意見、

D° 職工取扱の事務に関する調査并に意見、

一 A° は毎月三回、B° は一回、C° は一回、D° は二回宛とす。

一 加入料金は、A° のみの加入者は三円、ABの加入者は三円五十銭、ABCDの

1 以下『資料』と略す。

2 原資料における○印あるいは傍点による強調点は、傍点として以下表示する。

加入者は毎月金五円。ACDの加入者は四円五十銭の料金を申受くるものとす。」

この規定は、大正5 (1916) 年に若干の修正を加えてから、大正6 (1917) 年頃には、以下のようにあらためられた。

「一 職工問題資料は、左の七種を発行し、本会加入の工場に配布す。

- A 職工雇入、保護訓育、救済養成其他に関する調査並に意見、(毎月三回)
- B 職工の食事、食物調理に関する調査並に意見、(毎月一回)
- C 職工衛生に関する調査並に意見、(同上)
- D 職工取扱い事務に関する調査並に意見、(同上)
- E 特別報告(特別会員のみ配布するもの)(同上)
- F 模範的設備の写真(同上)(同上)
- G 職工の教育、訓練に関する調査並に意見、(同上)

一 職工問題資料加入会費は左の通りとす、

- 甲 特別会員(A・B・C・D・E・F・Gの七種九冊を毎月配布する分) 毎月金五円
- 乙 六種加入会員(Bのみを除き他の六種八冊を配布する分) 同金四円五拾銭
- 丙 五種加入会員(E・Fを除き他の五種七冊を配布する分) 同金参円五拾銭
- 丁 四種加入会員(A・B・C・Dの四種六冊配布をする分) 同金参円
- 戊 一種加入会員(Aのみ三冊配布する) 同金貳円

」

上の規定は、大正11 (1922) 年には、以下のように、掲載事項の内容がさらに詳しくなっている。

「一、掲載事項

- A 工場職工に関する法令規則、職工問題(一般男女工問題、職工の募集、保護、訓育、救済養成、賞罰、其他)
- B 工場炊事(職工の食事、献立調理、炊事場、炊事夫、炊事用具、食堂、其他)
- C 工場衛生(職工の衛生的、保健、療養、衛生、施設、其他)
- D 工場管理(職工取扱事務、能率、其他)
- E 特別報告(労働問題上の風潮、趨勢、時事問題、其他重要事項)
- F 写真画報(常に最新なる模範的設備の写真及説明)

G 職工教育（訓練，養成，慰安，娯楽，其他）

一、発行回数

毎月七種九回 A号三回 B C D E F G各号一回

一、購読料（本会加入の会員にのみ配布す）

甲会員 毎月金五円（A B C D E F G七種九冊配布）

乙会員 同金四円五拾銭（Bを除く六種八冊配布）

丙会員 同金参円五拾銭（E Fを除く五種七冊配布）

丁会員 同金参円（A B C Dの四種六冊配布）

戊会員 同金貳円（Aのみ三冊配布）

」

以上三つの規定から、『資料』は、工場経営に関するさまざまな問題についての調査と意見を工場経営者に伝えることを目的としていたことがわかる。

次に、宇野利右衛門がこうした『資料』を編集発行するにいたったいきさつを『資料』第老輯（明治45（1912）年6月25日）の題言に探っておこう。

宇野は、「一体、我が国の工場労働者、即ち職工なる者は、其大部分は一時的の振り職工で、未だ真の職工なる一階級の国民が、我国には出来て居らぬ」という考え方に同調し、「されば、彼等が公然立って工場主に反抗し、資本家を苦しめる時代は、猶幾年かの後でありませう。」と、いう。こうした判断は、農商務省の統計が「我が職工は平均二十二ヶ月しか、一つの事業に従事して居ない」とか、「又た七十万人の我が職工中の、四十五万人までは、田舎娘である」ことを明示していることから、間違っていないとする。だから、勤続年数の短少、技能の不熟練、品性の劣等、無知、無学などの欠点を除去して、「日本の職工が、真正の意味に於ける、同盟罷工をする様にならなければ、我が工業は真の発達は望めない」とする発言は、まことに當を得ているとする。

宇野は、だいたい「十五年前、大阪に来て各種の工場に入り、又た職工教育の事業に従ひ…（中略）…具さに職工の実状と、其弊害のある処、其原因、其改良の事業等を、実見し実験しました結果、…（中略）…聊か此大欠陥を満す処の、一塊の土、一握の草ともなろうと志し、今より十年前より、斯問題の研究と、批評に従ひ、明治四十二年合同紡績に於ける、実地見学を終って、同社を辞すと同時に、「職工問題之研究」と題する雑誌を発刊して、専ら斯問題を実的上より比較研究して、我が国情に適する、職工待遇の規範を立てやうとして、微力を尽して来たのでありましたが、其翌

年から、更に、「職工問題資料A号」を創刊して、其研究に一步を進める事」になつたのであった。

以上、『資料』の規約ならびに『資料』第巻輯の題言に明らかなように、『資料』は大正期を中心に、「工場主、若しくは工場当事者」=工場経営者の側に身を置いて、「我が工場労働者を改善して、工業の発展を計り、彼等を保護して、工業より来る悲惨な影響を緩和する」という考えに立つての、宇野による啓蒙活動の産物である。

Ⅲ 日用必需品市場問題に対する言及

解題に明らかな問題意識を有した宇野利右衛門は、はやくから日用品市場問題についての関心を示している。大正2(1913)年4月15日付の『職工の住居と生活』において、職工の経済的保護に当たっては廉価なる物品の供給が必要だとしている。そして、その当時、各工場で実行されている方式に、(1)白米の原価供給、(2)日用品の社営販売所、(3)消費組合の三つがあると認めている(288~290ページ)。

ついで、大正4(1915)年には、宇野利右衛門は、「日用品市場を設置すべし」と、積極的に呼びかけるにいたっている。すなわち、大正4年6月17日付の『資料』A 172(マ)がそれである。この中で、「概して職工の弱点につけ込んで、普通の商買以上の暴利を貪らうとする事は、殆ど是等小商人の通有性であって、為めに職工事情を悪くし、工場の利益を損害する事が、決して少なくはない」と、「工場附近商人の弊害」を指摘している。もっとも、この呼びかけをするに当たっては、宇野の念頭には経済面以外からの関心もあった。衛生面ならびに風紀面からの関心がそれである。だが、本稿の関心はさし当たりは後者にはおかれていないから、これらは除外しておこう。さて、宇野のみるところでは、工場附近商人による不当な利益の獲得は、以下のような方法によっておこなわれている。すなわち、工場附近商人は「経済能力の低能な、女工に向つて無暗に物を貸し売りして、所謂つけかけをしたり、通勤や、社宅の職工の現金の欠乏につけ込んで、帳つけで不廉な物を貸し売りしたりして、動の取れない因縁を結び、飽まで彼等の汗膏に依つて儲けた貸銀を絞り取らうとするのである」。この弊害の矯正法は以下の三項である。「A警察官、特に工場の請願調査に囑して、工場附近の小商店に臨検せしめ、不正行為ある者、衛生上有害と認むる物品を販売せる者は、説諭、告発等を為さしむる事、B工場内に、工場直営、若しくは指定商人の経

営にかかる、物品供給所、売店等を置き、貸売若しくは此の売店のみにて通用する金券を発行し、以て可成外部の商人より購求せず、是等供給所売店等にて買ふ事を奨励する事、C寄宿女工の外出を可成少なからしめ、是等の商店へ彼等の足を入れる機会を少なからしむる事」。ところが、ABCの三策ともいづれも十分確実な良法ではない。ACはさておいて、経済面からの矯正法であるBには以下の欠点がある。「イ仕入方の巧拙に依り、同じ品物にても廉不廉の差を生じ、同じ価格にても品質の良不良を来し、多くの場合町の商人の店に比して、不廉、若しくは粗悪品を供給しつつある事、[●]需給関係の違算に依り、時としては古き、[●]日[●]ま[●]せ[●]品[●]を売らざるべからざる事、[●]ハ魚類、野菜の如き、需給関係の不定なる物品は、工場売店の如き、融通の利かざる処にては取扱困難なる事。以上の如き理由に依って、供給所、売店を有する工場に於ても、職工の悉くが必しも是等の施設から、日用品を受けると云ふ訳には行かぬので、多くは、金の無い時丈け工場の売店で買ひ、金の有る時は外で買ふ、と云ふ如き傾向があるのである。」そこで、宇野は私設の日用品市場を設置することを結論として明かす。すなわち、以下のとおりである。

「三 私設市場とは何ぞ

私設市場と云ふのは、工場附近の一定の地を撰び、小規模な^{ワキ}上屋、即ち屋根のみで壁も床もない、土間をコンクリート叩きにした、建築物を設置して、此所に限り毎日一定の時間に、魚類、青物、乾物、荒物、陶器、鍋釜、等の家事に必要な物品を、希望の商人をして^(マツ)出派販売せしめるのである。尤も販売品の品質に就ては、工場より場内に見張り所を設けて、衛生上の有害品、腐敗せる物品、職工の幸福を破壊する恐れある奢侈品、等の販売を禁止し、又た時季に依っては特に病氣予防の必要上禁制品を設定して、これが販売を止めるのである。

市場に於ける取引は、現金若しくは、工場より発行せる金券等を以てし、一切貸し売りを許さぬのである。

市場に店を出す商人は、市中に於て各自其商業の店舗を有し居る者であれば、誰でもかまはぬので、ただ一定の手続きを蹈んで願ひ出る者には、場所の許す限りに於て、これを許可するのである。

市場に於ける、各商人の店を設置する場所は、販売品の種類に依って、予め魚類部とか、青物部とか、荒物部とか定めて置いて、一人の商人の占める面積も、亦た一定の限度を設け、決して彼等の意のままに勝手な場所、勝手な面積を占有せしめ

ない様にするのである。

各商人には、必ず一定とし、一人毎に若干の保証金を納入せしめて置き、又た毎月販売高の千分の幾つと云ふ如き、少額の市場代を徴収し、これを職工幸福増進の事業費に当てるのである。

各商人中、禁制品を販売し、及び市場規則に違犯する行為あるものは、直ちに其出店を差止めるので、其補缺としての出店は、工場に於て詮議の上許可するのである。

市場の取締りは、市場係をして常に其事に当らしめ、時々庶務係、若しくは支配人、工場長に於て、監視、検閲等を行ふのである。

私設市場と云ふのは、以上の如きものであって、其の主要なる目的は、同一の種類の商人を競争せしめて、利益の壟断を許さず、職工をして安価にして加之好良なる、日用物品を選択して買入れしむるにあるのである。

即ち職工は、何人よりも制肘せらるる事なくして、自己の自由意志に依つて物品を買求め得るので、彼の掛買ひ制度、若しくは工場直営の物品供給所制度、等に於けるが如き、物品選択の不自由、強制的供給の如き、束縛から開放さるのである。

斯う云ふ風に、此の市場制度は、購買者の自由選択と、商人の競争多売とを利用して、購買者に良質にして廉価な物品を得させやうとするのが、肝要なる目的であるから、此目的に反する事項、例へば、

- 一 商人間に於ける直段の協定、
- 二 市場係りの、偏頗なる庇護及び圧制、
- 三 貸売り、帳付け等に依り、商人の購買者に結ばんとする因縁、

等の事は、嚴重に禁止し、又た時々監査を行ふて、係員の職責を正さなくてはならぬのである。

四 私設市場の実例

以上の如く、私設の日用品市場なる物は、同一の商人の多くを一場に集め、互に競争せしめ、職工には好む物品を選ばしめ、且つ現金若しくは、金券取引として、貸売を許さないものであるから、第一節に於て述べた如き、附近の一小売商店の風紀上、利益上、衛生上の危険もなく、又た工場直営の供給所の如き、不廉なる物品、古き物品、等を販売する缺点もなく、其上前節の如き自由選択の快樂があるのであるから、工場附近に多数の社宅を有し、若しくは通勤者が多く集つて住居して居る

工場に於ては、社営供給所の有無に不拘、此の種の市場を設置し、以て多数職工の利益を計るべきである。

吾人は一昨年夏、九州地方の炭坑を巡視した折、各炭坑に於ける此種の市場を果見し、頗る面白い設置であると、大いに敬服した次第であった。

中にも、佐賀県の相知炭坑に於ける物は、頗るよく発達して、附近の商店を全然圧倒せる観があったのである。

同炭坑には、直営の物品供給所があって、米、薪炭、醤油、味噌等は此所から供給し、生魚、青物、荒物、小間物等は、私設市場に於て取引せしめつつあったのである。

時恰も三伏の暑中であつたので、禁制品としては、蟹、蝦、てんぷら、まくわ瓜等を指定し、此の物の販売を禁止しつつあつたのである。

尚ほ、此坑に於ては、市場の附近に、氷水、甘酒、飴湯、等売る店もあって、坑夫の来り集るもの踵を接し、極めて盛んな、山中唯一の娯楽場とも見られたのである。

それから又た、寄宿舎内に於ける此種のものの実例としては、日本紡績本社の寄宿舎内に、小規模なものがあって、五人の商人と、会社直営の売店との、六つの店が一つの建物の中にあつて、互に競争して安くして、良い品物を女工達ちに供給して居るのである。』

以上の史料から、大正7(1918)年以後、急速に展開される公設小売市場の前提となる商品流通構造の変革問題が、すでに大正4年に課題とされていることを知る。ただし、ここではまだ私設市場ということばを使い、公設市場ということばを使っていない点が注目される。しかし、その内容は、のち公設市場によって現実化されるものとほぼ同じである。「其の主要なる目的は、同一の種類の人を競争せしめて、利益の壟断を許さず、職工をして安価にして加之好良なる、日用物品を選択して買入れしむるにあるのである。即ち職工は、何人よりも制肘せらるる事なくして、自己の自由意志に依つて物品を買求め得るので、彼の掛買ひ制度、若しくは工場直営の物品供給所制度、等に於けるが如き、物品選択の不自由、強制的供給の如き、束縛から開放されるのである」とする文言を再度引用し、この史料の重要性を確認しておきたい。日用必需品市場問題に対する、このような発言が、工場経営者の側に立つ『資料』によつて、物価騰貴がそれほど深刻化していない時、はやくも大正4年におこなわれてい

ることは、日用必需品市場の展開過程の視角から日本資本主義発達史を一層正確なものとして把握するに当たって忘れてはならぬきわめて重要な事実である。ここでは、議論展開に当たって、物価騰貴は明示的には考慮に入れられておらず、日用品流通構造を、工場経営者の立場から、変革させることのみが問題とされていることに特に注目を促しておきたい。

これに次いで、大正6(1917)年12月7日付の『資料』A 262は「物価の騰貴に対する生活の救済策に就て」と題し、「公設市場の開設」を呼びかけるにいたっている。大正4年段階では、先に明らかにしたようにまだ公設市場という表現はみられなかったから、大正6年段階で日用品市場問題は、より一層広範囲の問題と解されるようになったということであろう。個々の個別資本の手にあまる問題となってきたということであろう。大正6年という年は、大正7年2月6日に「公設市場設置=関スル案」をまとめる東京商業会議所が、これに手をつけるにいたった年でもある。したがって、近代日本における日用品市場問題研究上、大正6年の経済現象についての意識的な注意が、今後必要といえよう。さて、『資料』の主張はこうである。「現今に於ける物価の高騰は、誠に頂上知らずとも云ふべき程の勢である。…(中略)…況して僅かの賃銀を以て、妻子を養って居る処の、所謂無産者に於ては、今日此頃程困難の甚しい時はないのである」として、いやしくも「工場主たるもの」は、「自己工場労力の保全を計り、熟練なる技術を維持しやうと云ふには、必ず今日の如き時期に於ては、職工の苦痛困難を減少すべく相当の力を尽し、彼等を生活難の渦中より救ひ出さなければならぬのである」という。そして、その生活難を救済する方策には、(1)購買原資の充足、すなわち収入の増加、(2)白米の原価配給、もしくは米価補助、(3)日用品の配給、(4)弁当の供給、湯茶の給与、(5)公設市場の開設、(6)高利借金の整理、(7)計画ある生計の教導があるとする。宇野によれば、「寄宿職工は何処でも安い食費で賄ひを受けて居るのであるから、物価が高価になっても少しも苦痛を感じないのであるが、通勤職工はかう云ふ恩沢に預からないから、痛切に物価騰貴の影響を蒙る」という。さて、この号における生活難救済に関連しての、日用品市場についての発言は以下のとおりである。

「四 日用品の配給

米だけは安く買へても、此頃は薪炭や、醤油や、味噌や、其他一切の日用品が悉く高価であるから、それだけでは未だ充分に彼等の生活難を救ふと云ふことは出来

ないので、他の日用品も何等かの方法を以て安く売渡してやると云ふことが必要であるのである。

これについて現に各種の工場で実行されて居るところの方策がある。それは一日光電気製銅所の如く、購売組合を設立し、此処にて一切の日用品を配給するもの、

二鐘淵紡績の各工場の如く、日用品渡場を会社にて経営し、使用人全般に供給するもの、

三工場内に指定の商人をして販売店を開かしめ、会社の監督のもとに日用品を販売せしむるもの、

の三種である。

此の中、一の購売組合は尤も理想的なものであって、総ての職工が組合員となって出資をなし、年末には其出資額に応じて利益の配当を受け、又た其購売高に応じて配当をうけることになって居るのであるから、一は会社に儲けられると思ふ如き悪感を除き、一は使ひながら貯金をすると云ふことにもなるので一挙兩得の策であるのである。

然しながら之れは其経営の方法が頗る容易でないのと、附近に沢山な商人等のある都会の地に於ては之れをうまく発達せしむることはなかなか困難であるのである。

二の社營の物品渡場は、多少の缺点が伴ふけれども現在の状態では尤もよく適した制度であって、之れが現今の各工場には尤も多く採用せられて居るのである。

併し此の制度に於ける困難は、適当なる仕入方を得ることであって、なかなか信用が出来て而も何品でも廉価に仕入れ得ると云ふやうな役員が得られないものである。

之れが為めに折角廉くものを職工に供給しやうと思ひながら、實際は左程廉くないものを売渡して居って、為めに職工からは会社が品物を買って金儲けをする、と云ふ如き疑ひをかけられるやうな事になるのである。

三の商人をして販売店を開かしめる制度は、物品の仕入れに於ては何等の心配もなく、第二の制度の如き缺点是除くことが出来るのであるけれども、其の代りに動もすれば不正なる手段を行ふて悪い品物を買るとか、数量をごまかすとか云ふ如き事も出来やすく、又た貸売り等をするると云ふ如き欠点も生ずるので余程嚴重に監督

しなかったならば、とんでもない間違いが起る恐れがあるのである。

故に此の三つの制度のうちで、何れを採用したならば好いかと云ふことを尋ねられたならば、吾人は一概に何れが好いと云ふことは云ひ得ないが、理想として、購売組合を尤も好いものと思ふものであるけれども今直ちに之れを総ての工場に行ふと云ふことは出来ないから、先づ第二の社営の制度を採用して幾年かの試験時代を経、仕入れなり、販売なりに相当の経験を積んで後、初めて職工一般から僅かづつでも出資せしめて之れを組合制度に改め、自分のものとして彼等が之れを保護助成し、一方に於ては所謂『消費しながら貯蓄する』と云ふ此の制度の恩沢を受けるやうにして貰いたいのである。

…… (中略) ……

六 公設市場の開設

物価調節の一方法として、工場の附近に、公設市場を設立することも頗る有効な事であると吾人は思ふ者である。

此の事は嘗つて本資料Aの百七十二号で『日用品市場を設置すべし』と題して詳しく書いて置いたことであるが、此のものの目的は、多くの商人の競争多売と、購売者の自由選択とを利用して、購売者に良質にして廉価の物品を買取らせやうと云ふのが尤も肝要なる事柄であるのである。

九州地方の炭坑では此の制度が盛んに応用されて到るところの^(ママ)鉱山に此のものの实例を見ることが出来るのであるが、それは大底工夫長屋の附近の広場を^(ママ)掘んで、下をコンクリート叩きにして、^(ママ)亜鉛屋根の上屋を架けた建物を、日用品を商ふ商人の^(ママ)ために公開するのであって、なるべく多数の商人を此処に集めて自由に競争して商売を為さしめ、職工及び家族は此処に来て自己の欲するものを^(ママ)撰び、なるべく^(ママ)安く買ふやうに骨を折るのであって、^(ママ)頗る賑やかな又た^(ママ)楽しみなものである。

大阪などにも泉尾とか、西野田とか、北野とか、九条とか、云ふやうな労働者の^(ママ)沢山住むで居る場末の^(ママ)街には此の公設の市場が^(ママ)近來盛んに^(ママ)設立されて、^(ママ)沢山な顧客を^(ママ)吸集しつつあるのであるが、^(ママ)此の設備は^(ママ)誰れにも^(ママ)買ひ易くして^(ママ)而も^(ママ)好い品物を^(ママ)撰んで^(ママ)安く買ふことが^(ママ)出来て、^(ママ)一定の商人から^(ママ)掛買ひなどで^(ママ)求むるなどに^(ママ)比較したならば^(ママ)非常な^(ママ)便利があるのである。

吾人は職工の^(ママ)ために^(ママ)此の種の^(ママ)設備が^(ママ)工場の^(ママ)附近に^(ママ)出来て^(ママ)盛んに^(ママ)競争を^(ママ)為し、^(ママ)以て^(ママ)得意の^(ママ)専有と^(ママ)云ふこと^(ママ)から^(ママ)起る^(ママ)諸種の^(ママ)弊害を^(ママ)除去せん事を^(ママ)希望して^(ママ)止まざるもので

ある。

以上の史料から、大正6(1917)年にいたって、この頃の物価騰貴をきっかけとした、職工の生活難救済という視角から日用必需品市場の整備、公設市場の設置が考えられるにいたったことがわかる。この号で、宇野は「僅かの賃銀を以て、妻子を養って居る如の、所謂無産者」という表現を使っているが、これは注目すべきである。それは、こうした無産者こそ語の本来の意味における賃労働者であるからであり、またこうした無産者が職工の中核をなすことこそ、資本主義社会における賃労働者群の確立を意味するからである。そしてまた、こうした無産者にとってこそ、近代的日用必需品市場の展開が必要とされるからである。公設小売市場あるいは私設小売市場、総じて資本主義的日用必需品小売機構の確立なくしては、かような賃労働者群は生物として生存を続けることは出来ないのである。それはともかく、ここで宇野は公設市場ということばを使っているが、この公設市場の内容に、掛買の否定・購買者の自由選択、多くの商人の競争が考えられていることは、注目する必要がある。というのは、この内容は、この期の公設市場問題に関する諸他の史料にもみられるところであり、また、そもそもいうところの流通の近代化とは何かとか、流通革命とは何かとかいうことを正確に究明するに当たっての勘所の一つであると考えられるからである。なお、宇野のこの『資料』によれば、大正6年段階にすでに、大阪の泉尾、西野田、北野、九条には公設市場が設立されている。この点は、従来の確認された史実との間にちがいがあ。すなわち、大正7年4月に、東区谷町三丁目・西区九条南通一丁目・南区六万休町・北区堂島浜通三丁目の四箇所に、はじめて設けられたとされているからである。この点の解明は、後日に譲ることとする。

それでは、上記のような私設市場ないしは公設市場の設置の必要性、要するに日用必需品市場の改革の必要性について職工の見解はどうであつたらうか。大正11(1922)年12月1日付の『資料』A 411は「労働条件に対する職工側の希望(一) (栃木県工場係調査)」と題して、様々な問題についての職工の意見を採録している。その「六生活の安定」の「第二項」は「購買組合又は廉売市場」となっており、そこに次の希望が記録されている。

「

紡績業 男工(高卒 四十三歳)

当会社に於ては未だ購買組合の組織なく、日用品を今日まで或商店より通帳を以て高価の物とは知りながら買受けて生活すると云ふ習慣になり来りたるは、誠に遣

憾とする処なり。故に茲に該組合を組織し、職工間に組合会員を募集し、会社の援助を得て永久に維持し相互に生活上の調和を謀り共に幸福を得んことを希望す。若し会社に於て援助を拒むとせば、財界の不況に鑑み生活を維持する丈の待遇を講ぜられんことを切望する処なり。

製粉業 男工 (高卒 四十一歳)

労働者の立場として、各市町に廉売市場を開催し、商人の暴利を防止し、物価を安定ならしめ、財界復活の速ならんことを希望す。 」

上にあげた職工の意見は、たまたま、それも工場経営者の立場にたつて編集される『資料』にとりあげられたものにすぎない。そういうものではあるが、ここでも掛売、掛買習俗が日用必需品市場における取引方法上の障害とみなされていることは注目すべきであろう。

大正12(1923)年11月12日付の『資料』A 475は「各種工場の職工待遇施設一斑 (岡山県工場課調査)」と題して、次のような記録を掲載している。

「 一 日用品配給所

一 紡績工場

二、三の工場を除くの外何れの工場も物品配給所の設備を有し多くは寄宿舍、社宅の二ヶ所に設けて居る是等の配給所は何れも会社直営となつて居る。販売品は工場によって其範囲が違ふが、大体呉服、小間物、化粧品、薬品、文房具、裁縫用品、履物、荒物、菓子、雑詰、煙草から醤油、味噌、切手、薪炭類に至るまで之を販売して居る。米麦は販売して居るものとして居ないものがある。

鐘紡では特に野菜類の出張分配をもして居る。価格は非常に低廉で原価に近いものである。之が販売は現金売、掛売又は金券使用等の方法に依つて居る。尚家計の都合により月賦払の方法をも行つて居る。

二 製絲工場

生糸工場では之を有するものと有せないものがある。何れも紡績工場に於けると大差ない。

三 織物工場

織物工場では之を設けて居るものが至つて少い。之は織物工場に小規模なものが多しである。之を有して居るものも紡績会社の如く完全なる設備を有するものは殆んどなく便宜上二、三の物品を職工に配給して居るとか、炊事人に請負販売をさ

してゐるとか位のものである。

四其他の工場

其他の工場では殆んど此の設備を有するものがない。』

上にあげた史料から、岡山県では紡績工場、製絲工場には、寄宿舍ならびに社宅の二箇所に会社直営の日用品販売施設を設ける例が多かったことがうかがえる。

しかし、宇野は、先にあげた『資料』A 172ならびに『資料』A 262にもうかがえるように、会社直営の日用品販売施設には多くを期待していない。その点は、大正9(1920)年2月8日付の『資料』A 339の記述からもうかがえる。これは「共益社鉄工所に於ける興産組合」と題するものであるが、共益興産組合同規約を掲げるに先立って、以下のような言葉を加えている。

「労働者の生活を保護し、其不安を除く為めには、

一 公設市場

二 消費組合

等の施設に依って、日用の物品を廉価に供給する道を開く事が何よりも肝要であるのである。此の種の模範的实例は、各社工場に乏しくないのであるが、茲に掲ぐる熊本市共益社鉄工所に於ける、共益興産組合と云ふのは、購買組合に、信用組合を加味した様な、新式のものであって、生活問題の解決上、頗る面白いものである。』

上の史料は、日用品流通機構として、公設市場と消費組合を重視していることを明示している。そうした姿勢は、大正9(1920)年11月20日付の『資料』A 368にもうかがわれる。これは「播磨造船所に於ける売店組合」と題して、その規則を広く工業界に紹介するに先立って、以下のようにのべている。

「一 日用品供給の新機関

兵庫県赤穂郡相生港に於ける、帝国汽船株式会社播磨造船所は職工六千人を有し、これに附随する家族を合算する時は、約一万五千人の大人数を抱容しつつある大工場であるが、是等の職工中、約二千人の独身者を除きては、大部分会社の社宅に居住しつつあるのであるが、此の多数の住民に日用の物品(米麦を除く)を供給する機関として、常設売店制度を執って居らるのである。

此の常設売店と云ふのは、造船所より十町余りを距つる、簗谷社宅の中央、相生街道に沿ふた表通りに、二階建の店舗の家屋を百戸ばかり設け、これを或条件の下

に商人に貸与して、日用の物品を販売せしめる、と云ふ如き新しい方法を採用して居るのである。これは、購買組合とか、物品供給所とかを経営したところで、仕入方の困難とか、残品処分^の損失とか云ふ如き、種々の困難が伴ふて、中々、理想的に行かぬのである。それ故、寧ろ子飼ひから其道で苦勞して居る商人に任せ、会社は、其物品の品質、種類を制限監督し、且つ、暴利を貪らざる様に制裁することに仕たならば反って、便利でもあり、且つ又た小間物屋は小間物雜貨屋は雜貨と云ふ如く、同一の品を多量に集めて自然購買者に、選択の楽しみを与へる事は、購買組合や供給所の如き比でなく、職工町に一種の賑かさを添ふる事となり、旁面白からうと云ふのが、設立の趣意であつたのである。ところが、実行後の成績は非常に良く、今では此の造船所の職工に取つては、無くてはならぬ機関となつて居るのである。

二 商人取締の方法

斯う云ふ風にして出来た物品供給の機関であるから、会社として最も力を入れなければならぬのは、其取締りであるのである。此の仕事は社宅係中に専門の役員二名を置いて、絶えず監督、調査を行はしめて居るのであるが、個人個人に就て取締るよりも、一つの団体として監督し且つ責任者を定めて其団体全部を代表せしめて置く方が便利であるし、且つ又た其団体自身が、自動的に弊害を防いで行くことにすれば、一挙兩得であると云ふので、此の売店の商人の悉くをして、売店組合を組織せしめ団体として行動せしめつつあるのである。其結果、監督者との間に何等の紛議も起らず、都合よく此の物品給機関^(配脱カ)が運転して、行って、在住者の利便を計り、且つ兎角寂寞に陥り易い職工町に、都会的の賑はしさを来さしめて居るのである。吾人は此の、売店制度並に、組合的取締法の二つながら、頗る有益な施設と認め、広くこれを我が工業界に紹介しやうとする次第である。 」

上の史料は、みらるるように先の史料とは異なり、公設市場と消費組合の重視をうたったものではない。だが、会社直営の日用必需品販売施設の非現実性をはっきり認め、会社側から一定の取締りを加えた上での専門の商人による日用必需品流通施設＝「売店」を考えている点で、公設市場を高く評価する立場へとつながっていくのである。

宇野は、上記の『資料』A 368 では購買組合の有効性に疑念を示しているが、会社直営の日用必需品販売施設よりは、有効性を認めていたことは疑い得ない。宇野は大

正11 (1922) 年8月13日付の『資料』D 121 と同月17日付のD 122 は「日本製鋼所室蘭工業所の購買組合」と題して、購買組合定款を掲げ、事業の現況を報じている。また、同年10月10日付の『資料』D 123 でも、「購買組合規約と精勤賞俵用規程の事例」と題して、関東酸曹株式会社購買組合規約を掲げている。

以上いくつかの史料をあげて説明してきたが、ここでこの章での情報を以下のように要約しても差支えないであろう。

職工に対する、廉価な日用必需品供給機構整備の必要性は、大正2年段階ですでに認められている。そして、大正4年には、従来の商人による弊害を指摘し、私設日用品市場の設置を呼びかけるにいたっている。この頃は、まだ大正期第一次世界大戦による物価騰貴、職工の生活難問題が後年ほど大きな問題になっていなかったことに注目しなければならない。さらに、弊害の内容としてこの時から一貫して指摘されるものに掛売、掛買のあることに注目しなければならない。この弊害を除去するために、当時実行可能であり有効性あるものとして提案されるのが私設の日用品市場である。すなわち、同一種類の商人を競争状態におき、掛売・掛買制度をとらず、職工に物品選択の自由を与え、職工が安価に日用品の買入れができる市場機構である。この考えは、大正6年にも引き継がれており、この段階ではこうした市場機構に公設市場という名称を冠するにいたっている。これによって、日用品市場問題が賃労働市場の視角からする時、個別資本の手におえぬ広範囲の問題となったことが示されていると解される。

こうした日用必需品流通機構改革の必要性は、職工も十分意識するところであった。それは大正11年の記録にも明らかである。掛売・掛買の弊害は、職工もいうところであった。

近代工業を順調に発展させるため、賃労働者の生存条件を整備するため、日用品流通機構の改革をするに当たっては、公設市場、消費組合、会社直営の日用品配給所が考えられ、また現実に存在していた。会社直営の日用品配給所について、大正12

4 資本主義成立期における消費点における労働者の状態の研究として、イギリスにおける「消費者協同組合の成立過程—イギリス初期資本主義の一駒—」を分析した生田靖の論文(関西大学商学会『商学論集』第18巻第2号、昭和48年6月)は、問題意識の点から高く評価できる。今後解決しなければならぬのは、さしあたりイギリスと日本とのこれに関する比較研究である。

年段階の具体的事例も示されている。だが、宇野が当時現実性あるものとして期待をかけたのは、公設市場方式であったようであり、大正9年段階の主張はそれを示している。この大正9年段階といえば、すでに広く公設市場が現実設置されていた時点であるから、大正7年以後急速に設置された公設市場の内容とその効果を認めた上での主張であったと考えてよいだろう。消費組合(購買組合)にも期待をしてはいるが、公設市場方式に比べると副次的なものともみえていたようである。それは、仕入の困難性、残品処分損失とかいう経営上の難問を考えてのことであつたようである。

IV 通勤職工問題に対する言及

『資料』の主張のうち、注目すべきものに、寄宿舎職工にかえて通勤職工を奨励するという姿勢があげられる。解題のところで明らかにしたように、宇野は、当時の日本の工場労働者の大部分は一時的の仮り職工であるという考えに立っていた。そこで、日本の工場労働者を改善して、日本における真の工業発展を策さねばならないと考えていた。彼の通勤職工奨励論は、この文脈で展開される。

大正5(1916)年4月11日付の『資料』A 202は「土着(通勤)職工増加の奨励法実例」と題して、次のように通勤職工のすぐれていることを主張している。

「一 出稼職工と土着職工

出稼職工と云ふのは、他郷から一時的に工場へ入って来て居る、寄宿職工や、合宿所、社宅、下宿屋等に仮り住居をして居る職工の事であつて、土着職工と云ふのは、工場の所在地に在る、自宅から通勤しつつある職工の事である。此の二種の職工の優劣は、云ふまでもなく、土着職工が勝つて居るので、出稼職工は何の点から云つても、劣つて居る事は、明かな事実であるのである。極端に云へば、我が国の工業に於ける最大の弱点は、此の出稼職工を使用しなければならぬと云ふことである。とも云へるのである。

土着職工の利益、出稼職工の不利益と云ふ事に就ては、吾人は四五年以前から、これを力説して、寄宿制度に謳歌しつつある当業者の覚醒を促し、土着職工の増加、出稼職工減少の必要を幾度も、勧告したのであつた。しかも其当初に於ては、吾人の説に反対せらるる当業者多く、其理由として、

一 土着の通勤職工には、欠勤率多し、

- 二 田舎出の出稼職工には質朴正直なる者多く、通勤者には不良者多し、
- 三 特に都会の通勤者は、其質概して不良なり、

等の三項を数へられたのであった。

吾人はこれに対して、

- A 通勤職工の欠勤率多きは、工場の対職工方針が寄宿舎重視主義に傾き、通勤者に対する待遇に欠陥ある為めなる事
- B 出稼者に正直者多く、通勤者に不良者の多きは、工場に於ける職工訓練上の、欠陥を示せるものにして、工場当事者の努力に依っては、之を改善する事決して困難にあらざること
- C 都会に於ける、通勤職工の素質の劣等なる事は、貧民窟の子女を使用する場合にのみ生ずる、特異の事例であって、普通の家庭に於ける子女を、雇用する場合には斯の如き欠点少なき事

と論じて、是等の三項が何れも土着の通勤職工を排斥する理由と、為すに足らぬ事を明にし、次で通勤工を多く使用する事の必要を、力説して置いたのである。

二 土着職工増加の趨勢

然るに是等の議論は、現今に於ては最早や議論の時代を過ぎて、実行の時代に入居るのである。即ち時代は既に變化して、寄宿重視時代を去って、土着の通勤職工を重んずるの、所謂実質時代に入ったのである。

吾人が始めて、土着職工を重んずべしと云ふ議論を唱へ出したのは、我が工業界が、日露戦役後の、事業界の大勃興期の後を受けて、職工の需要を告ぐる事が急であって、為に募集と云ふ事に全力を注ぎつつあった、吾人の所謂、募集時代の最も隆盛期であったのである。然るに此の時代は、大正二三年頃より漸く衰頹の色を示し、現今に於ては大抵の当事者は募集制度の弊害を周知するに至つたのである。

蓋し金銭を支出して職工を募集し来ると云ふ事は、大なる弊害の伴ふ事柄であって、募集周旋人は主として、金銭を得る事を目的として、職工の募集をなし、自然甘言を以て人を欺き、若しくは其の實質の如何を問はず、頭数の多からん事をのみ望む為に、職工の知識體質等は下落し、勤続期は短くなり、募集費の高いのと反比例に、工場の為めには極めて不利益な職工しか得る事が出来ないのである。加之、会社に取っては、是等の募集職工は、高い費用を払ふた一種の財産であるから、自然之を離散せしめない様、悪く言へば束縛する、の已むを得ざるに至るの

で、何うしても、職工の自由を奪ひ、彼等を拘束する傾があるのである。為めに彼等の不平反感を買ひ、心から工場に悦服して勤勉に働くと言ふ、職工として最も必要な条件に背かしめる事となるのである。多数の工場主及び工場当事者は明治三十八九年より大正二三年に至る所謂募集時代に於て、以上の如き失敗と、是が為に來る苦痛とを充分に嘗めたのである。

其の結果可成金銭を費さずして職工を募集し、又出來得る丈け彼等の自由を束縛せずして使用せうと言ふ事を考へ、そうして、自然に費用のかかる募集職工よりは、其土地に於ける土着の職工を増加せしめ、又寄宿舎に於て種々の干渉を加へるよりは、自宅から通勤せしめ、父母兄弟の直接の監督の下に置かうと言ふ事になったのが、吾人が前月の本資料E号に於て述べた、所謂新時代の曙光であるのである。尚ほ加之に、米価の低落に依る地方農家の生活難、世界戦乱に基く輸出品の變化、等の為に農家の子女が、工場に入って働くの必要を生じたので、此の内と外とに於ける二つの時勢は、近来多くの工場をして土着職工を主として使用するの趨勢を生ぜしめたのである。現に大阪方面に於ける、小津細糸紡績の如き、大阪織物会社の如き、中国地方に於ける、鐘紡岡山工場福紡笠岡支店の如き、九州地方に於ける鐘紡各店の如きは、殊に此の土着職工の増加が極めて顯著であるのである。

吾人は是等の工場に於ける土着職工の増加した理由、及び是等の工場に於ける当事者が、土着職工を増加せしむべく、種々の方法と手段とを尽された事跡との、最も著しい物を調査して其の大体を記述し、以て一般工場当事者の御参考に供したいと思ふのである。』

上の史料から、宇野が寄宿舎職工にかえて通勤職工を奨励していることがよくわかる。ただし、これだけだと通勤職工の内容としては青年女子しか考えられていないように受けとられるところがある。だが、宇野の考える通勤職工の内容には、僅かの賃銀を得て妻子を養っている成年男子も、もちろん含まれている。この点は、後掲の史料からはっきり読みとれるところである。

『資料』が、通勤職工奨励に熱心であり、また当時、職工の主流が寄宿舎型から通勤型に移行しつつあったらうことは、これに関する主題を冠した『資料』の発行が他にも確認されることから推測される。すなわち、「土着(通勤)職工増加案に就てK君の質問に答ふ」を表題として、大正5(1916)年5月12日にA 205、同年6月19日にA 209、同年7月19日にA 211の『資料』が、それぞれ発行されている。また、大

正6年12月19日付の『資料』B82は「通勤職工に対する食事の供給に就て」が主題である。

さらに、大正7(1918)年には職工問題について懸賞論文を求めたとみえて、大正8年1月22日付の『資料』A302は「職工永続の根本方策を論ず」と題して、名古屋市外御器所村の松田常三郎の論文を第一等として掲載している。この論文の趣旨は「農民の工業化の不充分を以て、不永続の根本原因なり」とするものであり、これは「我国の職工事情に最もよく適合せるものなる事を認め」と、撰者の附記がつけ加えられている。ここにいう農民の工業化の不充分というのは、別の言葉でいえば、家族持ちで完全に農業から離脱した通勤型職工が職工の主流になりきっていないということであるから、これも通勤職工奨励という資料編集上の姿勢にかなっている。

大正9(1920)年1月15日付の『資料』D90は「通勤職工世話係に就て」、大正11(1920)年2月13日付の『資料』A413は「繊維工場に於ける通勤女工に就て」、同年3月10日付の『資料』A415は「永続・勤勉・正義の三要素より見たる寄宿、通勤両職工の比較研究」、という具合に継続して何度も、通勤職工奨励の啓蒙活動に没頭している。「我が国の職工を根本的に改善して、善良なる優良職工たらしめる」ためには、通勤職工が職工の中心とならなければならぬと考えている宇野にとっては、それは当然の態度でもあった。

こうした通勤職工奨励の姿勢は、大正11(1922)年4月18日付の『資料』A418と同年5月1日付の『資料』A421では、「通勤職工の優遇法に就て」論ずるにまでいたる。すなわち、寄宿舎職工との間における不公平を打破することが必要だとして、こう論ずる。

「寄宿舎職工との間に於ける不公平を打破すると云ふ事は、従来及び現在の如き、寄宿舎職工本位の工場経営法の下には、何うしても彼れに厚くして、これに薄いと云ったやうな、不公平の存在を免れないのである。これは工場当事者が、故意に、寄宿舎職工に厚くして通勤職工に薄くしたと云ふのではなくして、自然にさう云ふ工合の、不公平が生じて行くのである。

例えば彼等の収入と生活費と云ふ事を考えて見ても、同じ様に、一日何円何拾銭の日給を支給されて居ても、寄宿舎の職工は、一日十五銭乃至二十銭の食費を納めさへすれば、住居も、寝具も、食事も工場から提供されて、何等の心配も、不足もなく其日々々を送って行かれるのであるが、通勤者は中々さうは行かないので、

住宅難に苦しみ又た、衣食の爲めに常に、生活難に苦しんで居るのであって、両者の間に於ける、安楽と苦痛の差は頗る甚大なのであるのである。しかも、従来の工場の賃銀率なるものは、寄宿舎職工本位である故に、何うしても、寄宿舎職工の生活を標準として割出されて居ると云ふことを免れなかつたのである。

これでは、通勤職工は堪えられない筈である。工場の附近に職工が多く居ながら、皆な他の種類の工場、即ち、通勤職工本位の工場へ集って仕舞って、工場の門前を通過しながら入って来ないのは、寧ろ当然の事なのである。其他、娯楽の設備にしても、教育の設備にしても、大抵は寄宿舎職工を正客として設計されて居て通勤職工は、ホンノお接伴に預る丈けにしか過ぎぬのである。斯うした、寄宿舎職工本位の、自然の不公平は、工場当事者の意志に反して、常に彼れに厚くして、是れに薄く、一方には都合よくして、一方には非常に都合が悪い、と云ふ如き結果を齎らして居るのである。此の事は、通勤職工の増加策上の、重大なる障礙物であつて、又た永続、精勤の大障礙でもあるのである。されば、工場の爲めに利益多き、通勤職工を増加せしめて、永遠に其意志を工場に結合し以て正しい、優良な工場の経営法を實行しやうとするには、此の偏した優遇法を改めて、寄宿、通勤の両本位制度とし、何れも不公平なき、待遇法を採らねばならぬのである。 」

上の史料に明らかなように、宇野は、通勤職工をもつて、日本の職工の基本型態とせんとする。このための、通勤職工の優遇法を、上述の方法をも含めて13点にわけて論じている。すなわち、(一)寄宿舎職工との間に於ける不公平を打破する事、(二)工場と職工及び其父兄との間に於て完全なる理解を得る事、(三)親切に彼等を待遇して心から係員に信頼せしむる事、(四)通勤の便益附与、(五)慰安及減苦、(六)学問及裁縫の教授、(七)児童の保育、(八)家屋の提供、(九)日用品の供給、(十)弁当の供給、(十一)給料の前払並に借金の整理、(十二)保健並に無料診療、(十三)慶弔時の世話、である。これらの論点のうち、行論とあらかじめ設定した分析の視角上興味があるのは、家屋の提供と日用品の供給である。宇野が住宅問題にも深い関心を有していたことは、すでに大正6(1917)年4月16日付の『資料』A 239と同年5月21日付の『資料』A 242で「職工住宅に関する調査」を公表していることからもうかがわれる。それはともかく、家屋の提供と日用品の供給という二つの論点についての意見を採録しよう。

「 都会の工場地に於ては、近年住宅の欠乏、及びこれに伴ふ家賃の高騰と云ふ事の爲めに、職工を苦しめ、又た善良な職工を失ふ事も多いのである。何となれば、取

入に限りのある今の職工の経済事情では、高い家賃の家屋には住まれないから、已むを得ず安い借家を求めて、場末へ場末へと追はれて出て遂には、所謂、通勤可能圏の外へ出て仕舞ふて、為めに他の工場へ去って行く、と云ふ如き例が少くないのである。

斯う云ふ事情の為に、通勤職工を失ふ場合が、都会の工場には極めて多いのである。故に彼等の永続を保護し、安心して勤務せしめるには、工場の附近に於て住宅の安定を得せしめる事が必要なのである。其方法としては、

- A 社宅を建設して、これを安価にて貸与する事
- B 工場附近の纏りたる借家を、家主より借り受け、家賃を補助して安価にて職工に貸与する事
- C 家賃の昂騰に従って、差額補助を与へ、以て移住を防ぐ事

等の事を行ひ、以て余りに遠く移住し去り、通勤圏外に出で去る事を防ぐべく尽力してやらねばならぬのである。』

家屋の提供に関する叙述をながながと引用した理由はほかでもない、通勤職工の内容には家族もちの成年男子労働者が含まれていることを論証したかったからである。これまで引用してきた史料での、通勤職工の具体的例としてあげられているのが青年女子であったので、読者に史実判断に際して誤解を生じさせるのではないかと思ったからである。通勤職工の優遇策として家屋の提供が考えられねばならぬということは、その通勤職工が家族もちの成年男子労働者であることを当然意味している。

日用品の供給については、こう述べている。

- 「通勤者の優遇法として、生活に必要な日用品を原価若しくは廉価を以て供給する事は、極めて重要なものの一つである。これを実際に行ふに就ての条件としては、
- 一、米、麦、味噌、醤油等を主要物品として、其他衣類、食料品、荒物、紙類、小間物、雑貨、菓子類、等に至る迄家庭生活の必需品を悉く取扱ふ事
 - 二、米、醤油、其他総ての物品は、中の上位の品を標準として備え付け、余りの上等品、並に甚しき劣等品を備え置かざる事
 - 三、衣類、雑貨、化粧品等は、実用品を主として、決して贅沢品を売らざる事
 - 四、酒は売らざる事にするか、若しくは一人何合と云ふ量を限りて販売すべき事
 - 五、食料品は、前日に注文を受けて、これを仕入れ供給する事とする事
 - 六、米、其他の重量品は、配達する事

等の六項を採用して貰ひたいと、吾人は望む次第である。』

以上いくつかの史料をあげて説明してきたが、ここでこの章での情報を以下のように要約しても差支えないであろう。

大正期は、わが国の職工の基本型態が、寄宿舎職工型から通勤職工型へと転換する時であった。こうした時期にあつて、宇野の編集する『資料』は、通勤職工を奨励するのに極めて熱心であった。宇野は、近代日本の工業労働力としては、通勤職工こそが中心とならなければならないと考えていた。この通勤職工は単に青年女子労働者のみならず、家族もちの成年男子労働者を含んでいた。こうした通勤職工の優遇策として、住宅の提供、日用品の供給が重要なもののひとつとして、それぞれ数えあげられている。

V おわりに

以上、『資料』を手がかりに、日用必需品市場問題に対する言及と通勤職工問題に対する言及の二点の関連に注目しながら、史料の紹介につとめた。その結果、大正期における日用必需品市場問題と賃労働市場の展開との間に密接な関連があることが実証された。ここで、その関連について、とりあえず要約すればこうなる。

宇野利右衛門による『資料』は、産業資本家の立場にたつて、日本における工業発展を願い、それを支える通勤職工を基本型態とする賃銀労働者層の確立を呼びかける一大啓蒙活動であった。そのための視点は多岐にわたるが、日用必需品流通機構の改革と通勤職工優遇の呼びかけは、その主たる論点に属していた。大正期のはじめから、『資料』は、賃労働者実存のための必須条件として、日用必需品市場問題をとりあげ、旧来の、いいかえれば前期的商品流通機構の改革を呼びかけていたのであった。会社が出入の商人に一任し、一括してかなり多量の商品を買入れる方式で生存を保証される寄宿舎型職工から、各家族単位による毎日少量買方式によって生存を保証される通勤型職工への、賃労働者の類型の変化は、これまでとちがった日用必需品流通機構の設定を必然化させるのであった。

つまり、大正期における公設市場の設置という史実は、大正期における日本資本主義の確立による賃労働者層の増大と通勤型職工という概念でとらえうる家族もちの賃労働者層が賃労働者の基本型態として確立したと密接不可分の関係にある出来事

であったのである。そして大正期の公設市場問題は、この視角から考察する時、はじめてその史的意味が完全に解明されるといわなければならぬ。工場の都市への集中、家族もちの通勤型賃労働者の普遍化という現代日本の経済社会像は、この大正期に成立するのであり、それを象徴する史実として、公設市場の設置が位置づけられるのである。

最後に、大正期における公設市場問題を、日用必需品市場問題と賃労働市場の展開という視角により、ながながと史料紹介を続けた理由をもうひとつ記しておく。森末義彰・宝月圭吾・小西四郎編『生活史Ⅲ』体系日本史叢書17（山川出版社・1969年）所収の「第三章独占資本の進展と国民生活」（那須良郎執筆）には、こうした問題意識が全くなく、大正期の生活史としては、かすみを食って生きる人間を描いているとしか思えない、はなはだ間が抜けた歴史叙述になっているからである。この本の索引にも目次にも、公設市場ならびに通勤職工ということばはみられない。ましてや、本文の叙述にも全くとりあつかわれていない。そういうことば使っただけでなく、そういう問題があったことを感じとらせる間接的な叙述すらみあたらないからである。

(1973年10月20日)

〔附記〕 この史料紹介を終えるに当たって、『職工問題資料』の存在と、こういう問題点がひそんでいることをご教示下さった神戸大学の高橋久一氏、また『資料』閲覧に当たって、いろいろご配慮下さった日本紡績協会ならびに業務調査部課長堤茂氏に、深甚の謝意を表したい。